

会津若松市都市計画マスタープラン（全体構想）

策定支援業務委託

要求水準書

第1章 総 則

第1条 （適用範囲）

本要求水準書は、会津若松市（以下、「甲」という。）が委託する「会津若松市都市計画マスタープラン（全体構想）策定支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

なお、「会津若松市都市計画マスタープラン」の改訂業務は、令和5年度と令和6年度の2カ年で行う予定であり、本業務では本市の将来都市像を踏まえた全体構想の策定を行い、令和6年度は、地区別構想の検討及びマスタープランの取りまとめについて、別途行うものとする。

第2条 （目的）

本業務は、平成25年3月に策定された「会津若松市都市計画マスタープラン」について、社会・経済状況及び関連計画の策定状況を踏まえ、都市の課題や将来都市像の整理などを行い、計画の全体構想策定の支援を行うことを目的とする。

- (1) 都市の現況整理
- (2) 現行計画の評価・分析
- (3) 地域別懇談会の実施
- (4) 都市づくりの課題の整理
- (5) 将来都市像の整理
- (6) 分野別方針の検討
- (7) 各種会議等の支援

第3条 （業務の技術者）

業務の受託者（以下、「乙」という。）は、本業務の技術者として以下の者を配置しなければならない。また、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。

なお、各技術者は兼務することは出来ない。

①管理技術者

管理技術者は、本業務内容に精通した実務経験豊かな技術者（技術士：都市及び地方計画部門の有資格者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)：都市計画及び地方計画の有資格者）とし、本業務の作業工程が計画どおり遂行されるように管理するものとする。

②照査技術者

照査技術者は、技術士：都市及び地方計画部門の有資格者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)：都市計画及び地方計画の有資格者とする。

③担当技術者

担当技術者は、資格を問わないが本業務内容に精通し、設計図書等に基づき適正に業務を実施する者とする。

第4条 (業務の指示及び監督)

乙は、業務の実施にあたり、委託契約書に基づき、甲が別に定める監督員と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

第5条 (提出書類)

乙は、業務着手にあたり、下記の書類を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 業務着手届 | 1部 |
| (2) 管理技術者届(経歴書・資格証添付) | 1部 |
| (3) 業務実施計画書 | 1部 |
| (4) 業務工程表 | 1部 |

第6条 (打合せ・協議)

業務の円滑な遂行を図るため、乙は甲と密接な連絡を取り合うとともに、業務着手時及び業務の主要な区切り(最低3回)、成果品納品前において打合せを行うものとし、その都度記録に留めて甲乙相互に確認するものとする。

第7条 (疑義等)

本要求水準書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合には、速やかに甲乙協議の上確定させるものとする。

第8条 (土地への立入り等)

乙は、調査のため、やむを得ず他人の土地に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ土地所有者等の了解を得て、住民との紛争が生じないよう十分に注意しなければならない。

第9条 (貸与資料)

乙は、業務に必要な関係資料を甲から所定の手続きをもって借用するものとし、資料借用中は紛失・汚損などの無きよう十分留意し、業務完了後、速やかに甲に返却するものとする。

第10条 (守秘義務)

乙は、業務上知り得た事項については、他に漏らしてはならない。また、調査結果についても甲の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

第11条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の日より令和6年3月27日までとする。

第2章 業務内容

第12条（業務概要）

本業務は、以下の業務を実施して報告書にとりまとめ、目的を達成するものとする。

（1）都市の現況整理

現行計画の策定時から現在に至る本市の都市づくりに関する徐唯・関連計画や都市の動向等の現況について、GISデータ等も活用しながら整理・分析を行う。

①上位・関連計画の整理

会津若松市第7次総合計画や県都市計画区域マスタープラン等の上位計画について整理・把握するとともに、都市施設整備に関わる関連計画等も整理する。

②現況整理（人口、土地利用、市街地動向、自然・景観等）

都市計画基礎調査及び文献等から、会津若松市の変遷、人口等の社会指標の推移、産業の動向、土地利用現況及び都市計画決定の変遷等について整理する。指標の整理にあたっては、会津地域全体との比較も行い、広域の中の会津若松市の位置付けを明確にする。

（2）現行計画の評価・分析

現行計画に掲げられている各施策を対象に、施策進捗状況の確認シートを作成し、策定から現在までの施策の実施状況、未着手施策の要因、施策実施の効果等を把握する。

施策進捗状況シートには、関係各課にて記入を行うものとし、記載内容の確認や施策に関する個別情報の収集等、必要に応じて関係各課のヒアリングを実施する。

（3）地域別懇談会の支援（10地区×各1回）

市民が望む都市づくりに関する意向を把握するため、現行計画における地域（10地区）において市が開催する懇談会に係る支援を行う。

（4）都市づくりの課題の整理

都市の現況及び現行都市計画マスタープランの評価等を踏まえ、本市における都市づくりの課題を整理する。

①都市整備の課題の整理

都市全体の社会経済環境、人口、産業、土地利用、都市施設整備、都市の維持管理について課題を整理し、現行計画の検証し、見直し検討を行う。

②地区別課題の整理

地区別の現状分析を受けて、人口、産業、土地利用、都市施設整備等について課題の見直し検討を行う。

（5）将来都市像の整理

総合計画等の上位計画を踏まえ、地区別懇談会における住民意向等を受けて、本市まちづくりの目指すべき将来目標について見直し検討を行う。

①まちづくりの理念と目標

現行計画で設定しているまちづくりの理念について、上位計画の位置付け、住民の意向等を踏まえて、現行計画を検証し、見直し検討を行う。

②将来フレーム

総合計画、都市計画区域マスタープランで設定されている人口フレーム等を踏まえ、将来フレームを検討する。検討にあたっては、時代背景を踏まえ、現行計画の見直しを行う。

(6) 分野別方針の検討

将来目標の見直し検討から、将来都市像、都市整備の方針について検証し、見直し検討を行う。

①将来都市構造の見直し検討

将来フレームの検討結果、住民の意向等を踏まえ、現行計画の将来都市構造について検証し、見直し検討を行う。

②都市交通（交通ネットワーク、交通システム等の方策）

③公園・緑地（公園配置、整備、緑地保全等の方策）

④河川・下水道（治水方針、河川環境整備、下水道整備の方策）

⑤住宅・住環境（住宅地の整備、住環境の整備等の方策）

⑥都市防災対策（災害対策、安全なまちづくり等の方策）

⑦都市景観（景観保全、創造との方策）

⑧その他（バリアフリー整備、雪対策等の方策）

上記(2)～(8)の各都市施設整備の方針の見直し検討

将来都市構造の見直し検討に合わせて、都市交通、公園・緑地、河川・下水道、住宅・住環境、都市防災対策、都市景観、その他の整備の方向性を検証し、見直し検討を行う。

(7) 各種会議等の運営支援

①庁内ワーキング（3回程度）

②庁内検討会議（3回程度）

③都市計画審議会（1回程度）

第3章 成果品

第13条 （成果品）

本業務の成果品は以下のとおりとし、業務期限内に会津若松市建設部都市計画課に納品するものとする。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 報告書 | 2部 |
| (2) 会議等議事録及び作成資料 | 一式 |
| (3) 上記の電子データ | 一式 |

第 14 条 （成果品の帰属）

本業務において作成した成果品及び資料の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なくこれを公表、貸与または使用してはならない。